

回
覽

四調第二〇四號

昭和二十三年十月十二日

連絡調整中央事務局長官殿

四國連絡調整事務局

執務報告提出に関する件

当事務局執務報告才十四號（九月一日より十五日まで）

別添の通り提出する。



13

4049

0079

四國連絡調整事務局

RA'-0129

0079

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十三年九月十五日

執務報告 第十四號 (自九月一日至九月十五日)

國連終調整事務局

目次

一 總務関係

- (1) 高松C.I.E.図書館の本人職員の休給に關する件
- (2) 中部復興連絡所並通達支部長の四國軍政部長訪問に關する件
- (3) 教育委員選定送付に關する件
- (4) C.I.E.図書館圖書利用室復原準備に關する件
- (5) 日本赤十字社支那救済に關する件
- (6) 四縣知事會議開催に關する件

二 經濟関係

- (1) 徵稅関係
- (2) 豪雨水害による損害被害状況
- (3) 労働関係

三 賠償関係

23.09.15

0080

RA'-0129

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 總務関係

(1) 高校CIEE図書館日本人職員の特給に関する件
豫て当地CIEE図書館長ボイラン女史より縣側係官に対して図書館職員
の給与改善方に関し申出があつたが更に九月一日附香川県知事宛書翰をも
つて要旨左記の如き申出があつた。

記

一 總司令部民間情報教育局より次の様な通報を受取つてゐる。CIEE図書館
に雇傭されてゐる日本人職員は進駐軍に雇傭されてゐる他の日本人と同様
の給与並びに特典を受け得る資格のある總司令部使用人と考へる。この點を
四月二十一日文部省社会教育課長に対し明瞭にした。

二 香川県社会教育課及び関係各縣係官は本通報に注意を払ふことを要する
。

よつて縣社会教育課においては文部省より配賦の予算の範囲内で適當な
給与を決定し館長に通報するとともに當事務係官よりも中央におけるC
IEE図書館日本人職員の特給問題に関する情報(中央連調半月報第九号所
載事項)を提供し種々斡旋につとめたが館長より右情報に關しては未だ總
司令部より何等通報を受けて居らぬいかなる分としては當館職員の特給が各
地の図書館職員の特給と比較して悪くなるい様取計されることを希望するこ
と意見の陳陳があつた。なおその際館長が職名を嘱託とせず通訳兼書記
等に変更せられたいとの希望をもつたので縣側においては館長の意見に
同意した。

(2) 中部復員連絡局普通支部長の四國軍政部學生課長訪問の件
九月三日中部復員連絡局普通支部長西原征夫は當事務局の斡旋で四國
軍政部カト學生課長を訪問し所管事務について報告した。

先づ終戦當事の復員状況昨年及び本年の状況四國各縣世話課の人員配置目
本陸軍の中心に入つた駐定数などを説明した。カト課長から各縣世話課の
職員は國費をもつて賄はれてゐるから人員に無駄のないようにするよう
特に注意があつた。西原支部長は今後毎月一回復員状況につき報告する豫
定である。なお四國の縣の中香川県だけは現在でも第一世話課と第二世話
課との二課があるがカト課長から右は一課となるべき命令が出てゐるは下
であるとのことであつたので確かめた所十月一日より一課に統合されるこ
とになつてゐる。

0081

(3) 教育委員選挙修案に関する件

教育委員選挙期を近づくにひか之当地日本側においては一般大衆の啓蒙に努めているが四國軍政部及び香川軍政部においても右修案に積極的に乗出し三日木田那川森村で開催された清報会議においても教育委員会の問題が中心となり軍政部係官より十月五日に行われる教育委員選挙については政見を離れて真に適當と思う人物を選ぶことまたその重要性をよく認識して棄権を少くすることなどが強調されたが教育委員選挙が五日の告示後も一般に低調なため四國軍政部民間教育課長カリーニング代り一行は四國各地を遊説することとなり八日まず徳島市において講演会が開催せられた。

なお一行乗車の進駐軍列車の車輛の側面に「選挙日十月五日、出馬投票せよ」の表示を行ふなど一般民衆の啓蒙に努めている。

(4) 工兵図書館図書利用写真展開催に関する件

九月二日より九日迄の間当地三越支店において高松工兵図書館を利用する一般市民のために図書館の利用法写真展が開催された。展覽の写真には日本語で見出しが書いてあり職業人が特殊事項について材料を得る方法が物語の筋になつて示されてあり館員への申込みがカード索引で雑誌の索引の用い方などの手續が明確に捕まこれ居り図書館利用者の注目といくものがあつた。なお開館後同図書館の利用者数は一日平均四百名たりしてある。

(5) 日本赤十字社支部候補に関する件

本件に関し九月十三日四國軍政部から四國各縣下日赤支部について調査を要求してきた。当事務局では各支部につき(1)支部長、副支部長、参与、監事、評議員の代名及び現職、(2)特に評議員選挙の實施状況及び(3)総員評議員選挙の實施予定日など、関し調査報告した。右調査結果に対し軍政部側では各支部の支部長始め主要役員の大部分が特に評議員公務員で占められてゐる点に特に關心をもちつてあつた。その理由を調査したところ終戦後支那で社員總會を開催することが交通、食糧その他理由で困難であつたので郡市委員部毎にその管内分長及び社員代表を集めこれを社員總會にかえて評議員を協議推挙したとに基づくものであることが判明した。

軍政部側では次回評議員の選挙は昭和二十五年に行われる豫定であるがそのときは支部規則に従い社員總會を正式に開催し選挙が民主的に行われ現在のように評議員始の役員が殆んど公務員で占められるような不合理に於

ちりちりする要望を述べた。

④ 四縣知事会議開催に關する件

九月十五日午前十時より香川縣庁において四縣知事會議が開催され香川
徳島の縣知事愛媛高知四縣副知事が出席した。かねて四縣知事會議に關
心をもつていた軍政部当局からは四國軍政部長官カフリン、太佐同法務課長
ギャンベル氏、同民間教育課長カトリン、ガート氏及び香川軍政部法務課長バン
ク大尉が出席し、事務関係官も同道した。

カフリン長官は日本民主化の責任は知事にあることを力説、軍政部側として
も常に一般民衆の福祉増進のために努力してゐることを述べ、特に近く行わ
れる教育委員の選挙の重要性を語り、委員として眞に教育に理解を有し公正
なる立場に立つ理想的人物が選出されるよう各知事が努力するよう要望し
た。軍政部側発言の後質疑応答が行われた。右會議の議題及び決議事項は
左記の通りであつた。

記

① 縣財政について

各縣とも職員の設定削減による人件費の節約、既定事業費の削減、新税事

業の抑制なども行い歳入面では徴税の徹底、税率の引上げを行ひ、旅行緊縮
策をとつて努力してゐるがなおそれでも相当の赤字を免れない現状で
あり現在の起債未済額を県費によつて充当する場合に生ずる不足額
旅費事務費などの物價改訂による増額を中央の指示率によつて措置す
る場合の不足額、住民税率を基準額の二倍とする場合の支出不足額（現
在は一・五倍の率）並びに生活保護費、恩給費、共済保険交付金の増額に伴
て生ずる不足額などもすべて純縣費で負担するとすれば、各縣最低一億
六千円から四億に上る赤字となり縣財政は全く危険に陥るものと
思はれる。この状態は全國各縣とも共通の問題であるので四縣並びに
全國知事が共同して第一に未済起債の金額を認め、次に地方配分金の
増額、その他財源の賦与なども中央政府に対し強硬に要望することに決
定した。

② 出先機關の整理について

各省設置法案が来る臨時議會に提出される模様であり、この法案が國會
を通過すれば出先機關の整理は事実上殆んど不可能になるのでこの機
会を最後のものとして従来の対政府運動に押し進め、全國知事會議で連

0083

絡まとり法案の修正案を具体的に作成し国会に提出していままての再動の効果をあさめよう決議した

(イ)

價格差益金の一部の地方移讓希望について
價格差益金の徴収は地方物價事務局と縣との両者で行つてゐるが縣で徴収するものは極く小範囲のものに限られその文附手数料も徴収額の百分の一にすぎないのでこの事務に対する熱意があらざるの實情でありもしこの徴収を縣の責任にのけて行つたその徴収額の内相当金額を縣の財政に繰入れることにすれば著しく徴収成績も向上し現在窮乏に苦しんでゐる地方財政を補うことになることも徴収成績の向上により國庫収入はあまり減少しないと認められるこの真かり徴収事務の繰移讓とともに徴収額の三分の一程度を各縣に移讓するよう全國知事會議にはカフて實現を期すことにした

(ロ)

昭和三十三年度水災地盤低下災害土木復旧費に対する國庫補助陳情について
地盤低下災害に対するオ一次工事の進められてゐるがその後の調査を

オ一次申請に俟れてゐた被害箇所が續出してゐることが判明した

これらの箇所の中には防潮堤の決壊により背後の耕地及び人家に重大な被害を及ぼすおそれがあるものに限りオ一次工事として國庫補助を申請してゐるこれは地盤低下災害工事の追加工事であるのでいまだに國庫補助金が乏しいが事の性質上工事の早急実施が必要であるので緊急補助を予算化されるよう四縣知事の決議に基き建設省大藏省経済安定本部長に陳情することにした

(ハ)

保健所關係職員賃及びその他國庫補助關係職員の人件費補助基準額増額要求について

厚生省關係の國庫補助職員給与補助率は基準額の二分の一であるが實際は三分の一程度しか補助してくれず且つその基準額が現在においても十八百円ベースで算定されてゐるため三七九一九ベースの給与水準改訂に伴い實質的に補助は六分の一程度になつてゐる全額支給されてゐる職員は給与水準の改訂に伴いその基準額も変更されてゐるにも拘らず補助職員の基準額のみ据え置くのは甚だ不合理であるこの問題は厚生省關係のみならず下支那省その他にも該当の場合が多いので

補助職員の給与基準額を現行給与水準に引上げるよう要請する。

なおこれは四國四縣のみならず全國的な大きな問題であるから全國知事会議で問題として取り上げ政府に対して給与基準額の増額を要求することとした。

(イ) 職業安定行政職員の新給与切替について

知事や監督下にある職業安定職員の新給与切替により全国的に職員給与水準に比較して或る程度下まわることがその間の均衡について措置に關しては公共職業安定所職員の新給与改善は何れも算的を裏付りもなく又地方財政委員会の方にも難色があるのでこの解決は機構改革の外に方法がなく給与問題については地方職業安定機関と政府とを個別折衝で行くことにした。

二 経済関係

(1) 徴税関係

(イ) 高松財務官國稅査察部の發足

大口滞納及び悪貨賤税を査察發見して納税の促進を期するため九月より高松財務官に國稅査察部が新發足し税金の完全徴収を期することとなる。

つた。

(四) 大口滞納者の公表

当局執務報告八月三十一日附第十三号迄の徴税會議で決議された五十万以内以上(七月末現在)の滞納者氏名発表は九月一日九月二日四國新聞及び四國經濟新聞に公表された。高知縣十一件、高知縣十一件。

(2) 豪雨水害による稲作被害状況

八月二十四日二十五日両日の豪雨による四國地方の稲作被害は高知、愛媛、高知縣が最も激しく右調査の結果は左記の通りである。

	高知縣	愛媛縣	高知縣	愛媛縣
浸水面積	三、八八七町歩	二、八〇八町歩	流失面積	三、八八七町歩
流失面積	三、八八七町歩	二、七三三町歩	米收穫の減收見込	五、〇〇〇石
浸水の目的	二、〇〇〇石	二、〇〇〇石		
流失の目的	五、〇〇〇石	五、〇〇〇石		

(3) 労働関係

(イ) 四國地乙夏期労働大學開催について

労働省、四國四縣共同主催のもとに八月三十日より九月四日まで六日間

香川縣琴平町において四國地区夏期労働大學が開催された。講師として
G.H.の経済科長労働教育班次長デー・マス・D. スーバー氏香川軍政部
経済課長シヤボネル大尉日本側労働者労政局長加末玄二郎外十一名出席
し夫々の専門分野について講義があった。特にマート氏は労働協
約労働組合の教育活動会議は火國労働運動史英國労働運動史などにつき
三十一日一日両日にわたって有益な講義があった。聴講生百名の予定の
ところ応募者二百八十名に達し盛況であった。

香川縣における工場労働争議について
高校地方労働連盟は七月十五日生活権獲得大会を開催し三人家族完能生
計費八二五〇円を可決し翌日香川縣経営者協会に対し右債上要求を通告
した。各工場労働者は夫々経営者側に対し債上要求した。県労委員を組合
長にもつ横田鉄工所(境工エンゲン製造で有名)連向高を製作している)
は闘争の先鋒となった。横田鉄工所は七月十六日組合側の要求書提出
に対し八月十一日会社側は回答を拒否し地方労委に対する調停申請会社側の
必訴となり数回にわたる調停委員会の開催による「月産六百馬力をつく
る条件のもとに七月にさかのぼり六月を支給する」調停案に対し

会社側は丁六百馬力五十三百円七百馬力六千二百円及び九月分も又論
を固執した。労働側の代表は債上要求となり生活が著しく低下し九月一日
に三り会社側は工場閉鎖を強行した。これに対し組合側では労働連の一着
ストで解決しようとし六月一日一着スト宣言を発するに至った。四月から生
産闘争と戦術をいへ地労委労働争議委員の報告でストを中止した。その後
地労委側があつせん心か試みられたが十三日決裂し中労委への再調停申請
が仲裁申請の他ない最後段階に突入し最大限の争議に発展した。かこ
の間会社側ではサン・産業用エンゲンの製造遅延、連向エンゲンの注文
中止となり組合側では資金不足の他で解決せぬはじめ地労委のあつせん
が遂に功を奏し生産目標六百五〇馬力と千五百馬力の暫定賃銀で了解し
ニヶ月にわたつた右争議も円満解決の運びとなつた。

右争議と切りはなして労働連傘下の賠償工場である。野田産業高校工場
光洋精工高校工場でも同様の債上要求を提出したが当事務局長の適当な
あつせんを六千五百円へ一スが認められストに至らず円満に解決した。
右争議は純然たる中労系組合の債上要求闘争で共産黨などの介入はなく
これが一連の争議の結果香川縣下では高校市で千四百ないし千五百円

郡部で五十件程度のブリスとなった。

の) 共産党秘密指令について

減産運動と十月暴力革命を指令する八月一日附共産党秘密指令四。一
号は國鉄と理支部
より入手し、八月七日パンプラに於いてを閣に配布するに及んで高松、
丸亀両駅前には新聞で暴露した。この共産党香川県委員会は斯る指令
は共産党の指令ではなくて及共産党が捏造した某略にして共産党と詐諜と名
譽を毀壞するものとして八月二十八日國鉄労組香川支部委員長渡辺正信、
副委員長角丸利雄、書記長池上孝雄の三人を相手として高松地検に私文書
偽造行使並に名誉毀損罪で高松地検に起訴した。右事件は目下審
房中である。

三 賠償関係

四 四國地方賠償協議会改組の件

の) 八月末賠償庁より賠償撤去作業の一部特別調査庁移管に伴い賠償協議
会を運ぶに改正するよう申渡した。九月十一日改組要領により特別調
査庁安次向長井辰寛氏に四國地方賠償協議会副会長就任方を懇請した。

四) 九月十五日四國商工部大判財務賠償課長新任挨拶のため末高に際し本
協議会改組の件及び八月末徳島で開催予定の幹事会議選に關し、当向係官
と懇談した。

以

0087